

新潟県条例第48号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p><b>第10条</b> （略）</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><b>第11条</b> 次の表に掲げる病院（次条から第14条までにおいて「病院」という。）の管理は、法人その他の団体であつて病院局長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立加茂病院</td> <td>加茂市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立吉田病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p><b>第12条</b> 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 病院における診療に関する業務</p> <p>(2) 病院の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として病院局長が定める業務</p> <p><u>（利用料金等）</u></p> <p><b>第13条</b> 指定管理者による管理の場合には、第4条の規定は、適用しない。</p> <p>2 指定管理者による管理の場合には、病院を利用する者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。</p> <p>4 利用料金は、第4条第2項及び第3項で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について病院局長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないとする場合には、あらかじめ病院局長の承認を得て、利用料金を定めることができる。</p> <p>6 指定管理者は、管理規程で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>7 指定管理者による管理の場合には、病院において診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところによりその料金を指定管理者に納めるものとする。</p>	名 称	位 置	新潟県立加茂病院	加茂市	新潟県立吉田病院	燕市	<p><b>第10条</b> （略）</p>
名 称	位 置						
新潟県立加茂病院	加茂市						
新潟県立吉田病院	燕市						

(指定管理者の指定)

**第14条** 第11条の規定による指定を受けようとするものは、管理規程で定めるところにより、病院局長に申請しなければならない。

2 病院局長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な病院の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 良質な医療を提供する能力を有するものであること。

(3) 病院の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(指定管理者の告示)

**第15条** 病院局長は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第10条の次に6条を加える改正（第14条から第16条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。